

○島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活
支援事業利用者負担等に関する条例施行規則

平成18年9月29日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例(平成18年条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用額)

第2条 条例第3条に規定する利用者負担を求める事業の利用額は、条例第2条第3号の日常生活用具の給付等事業にあつては町長が別に定める額、同条第4号の移動支援事業にあつては別表第1の額、同条第7号の日中一時支援事業にあつては別表第2の額とする。

(世帯の範囲)

第2条の2 条例別表に規定する世帯の範囲は、18歳以上の利用者の場合は利用者本人及びその配偶者とし、18歳未満の利用者の場合は利用者の保護者が属する世帯とする。

(利用者負担の減免)

第3条 条例第4条に規定する利用者負担の減免は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に行うものとする。

- (1) 条例第3条に規定する利用者負担を求められた者(以下「利用者」という。)又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 利用者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により減少したとき。
- (5) 前各号に類する特別の事情があると町長が認めたとき。

(利用者負担の減免手続)

第4条 利用者負担の減免を受けようとする者は、地域生活支援事業利用者負担減免申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに可否を決定し、地域生活支援事業利用者負担減免（承認・不承認）通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知しなければならない。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の島本町障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る利用者負担の基準額について適用し、同日前の申請に係る利用者負担の基準額については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の島本町障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例施行規則の規定は、平成23年4月分からのサービスに係る利用者負担額について適用し、同年3月分までのサービスに係る利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例施行規則の規定は、平成26年4月分からのサービスに係る利用額について適用し、同年3月分までのサービスに係る利用額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月分からのサービスに係る利用者負担額について適用し、同年3月分までのサービスに係る利用者負担額については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

移動支援事業

提供時間 (午前8時から午後6時まで)	利用額	
	身体介護有り	身体介護無し
30分未満	2,300円	900円
30分以上1時間未満	4,200円	1,600円
1時間以上1時間30分未満	6,100円	2,400円
1時間30分以上2時間未満	6,900円	3,200円
2時間以上2時間30分未満	7,700円	4,000円
2時間30分以上3時間未満	8,500円	4,800円
3時間以上3時間30分未満	9,300円	5,600円
3時間30分以上4時間未満	10,100円	6,400円
4時間以上4時間30分未満	10,900円	7,200円
4時間30分以上5時間未満	11,700円	8,000円
5時間以上5時間30分未満	12,500円	8,800円
5時間30分以上6時間未満	13,300円	9,600円
6時間以上6時間30分未満	14,100円	10,400円
6時間30分以上7時間未満	14,900円	11,200円
7時間以上7時間30分未満	15,700円	12,000円
7時間30分以上8時間未満	16,500円	12,800円
8時間以上8時間30分未満	17,300円	13,600円
8時間30分以上9時間未満	18,100円	14,400円
9時間以上9時間30分未満	18,900円	15,200円
9時間30分以上10時間未満	19,700円	16,000円

提供時間 (午前6時から午前8時まで) (午後6時から午後10時まで)	利用額	
	身体介護有り	身体介護無し

30分未満	2,800円	1,200円
30分以上1時間未満	5,200円	2,000円
1時間以上1時間30分未満	7,600円	3,000円
1時間30分以上2時間未満	8,500円	3,900円
2時間以上2時間30分未満	9,400円	4,800円
2時間30分以上3時間未満	10,300円	5,700円

備考

提供時間が3時間以上となる場合は、身体介護有り及び身体介護無しともに3時間を超える30分ごとに900円を加算する。

別表第2（第2条関係）

日中一時支援事業

（基本額）

提供時間	利用額
30分超2時間以下	2,500円
2時間超3時間以下	3,000円
3時間超4時間以下	3,500円
4時間超5時間以下	4,000円
5時間超6時間以下	4,500円
6時間超7時間以下	5,000円
7時間超8時間以下	5,500円
8時間超	6,000円

備考 同一施設で先に他の通所サービス（生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援等）を利用している場合で、当該通所サービスの利用延長が可能なときは、原則として当該通所サービスを優先して利用するものとする。

（加算額）

加算区分（適用単位）	利用額	備考
送迎加算（片道）	600円	
長距離送迎加算（片道）	1,000円	片道10キロメートル以上の場合
休日利用加算（1日当たり）	1,000円	土曜日、日曜日、祝日又は年末年始（12月29日から1月3日まで）に利用した場合
食事提供加算（1回当たり）	300円	
重度者対応加算（1日当たり）	1,000円	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級又は障害支援区分5以上のいずれかに該当する対象者が利用した場合
入浴支援加算（1日当たり）	1,500円	重度者対応加算の対象者に入浴支援を実施

		した場合
医療的ケア対応加算（1日当たり）	7,500円	医療的ケアを必要とする対象者に対し、医療的ケア体制を確保した場合

備考

- (1) 長距離送迎加算は、事業所と自宅等の区間を最短の経路で走行した場合の距離が片道10キロメートル以上の場合に適用する（通常の送迎加算との併用可）。ただし、加算の適用に当たっては、事前に町に協議すること。
- (2) 食事提供加算の算定は、食事1回当たりとし、朝食と昼食、昼食と夕食など、時間を空けて複数回食事を提供した場合は、提供回数分を算定する。施設内又は外部委託で調理、食事提供を行った場合に対象とする。ただし、菓子や飲料のみを提供した場合又は市販の弁当等を提供した場合は、対象としない。
- (3) 入浴支援加算は、職員が介護し、浴槽浴、機械浴又はシャワー浴を行った場合に適用する。ただし、清拭のみの場合は、対象としない。
- (4) 医療的ケア対応加算は、サービス提供時間中にたん吸引等の医療的ケアを必要とする対象者に対し、医療的ケア対応を可能とする体制を確保した場合であって、次に掲げる要件を満たすときに適用する（重度者対応加算との併用可）。
 - ア 対象とする医療的ケアは、通常の介護職員には従事できないたん吸引、酸素療法、点滴の管理、人工呼吸器の管理、気管切開の処置、経管栄養等であって、介助を要する頻度及び内容並びに実施体制も含め町が適当と認めた処置とすること。
 - イ 医療的ケアの実施に当たっては、対象者に必要な医療的ケアの従事資格を有する看護師、喀痰吸引等研修修了者等の職員を配置し、対象者又は家族への十分な説明と同意の下、医療機関と密接に連携して実施すること。
 - ウ 加算の適用に当たっては、事前に町に協議すること。

様式第1号(第4条関係)

地域生活支援事業利用者負担減免申請書

島本町長 様

地域生活支援事業利用者負担の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 日	年 月 日		
利 用 者 氏 名			
申 請 者 氏 名			
申 請 者 住 所			
世 帯 等 の 状 況	氏 名	利用者との続柄	備考
			生計中心者
申 請 理 由			

備考

- 1 生計中心者とは、地域生活支援事業を利用する御本人の生計の中心となっている方をいいます。
- 2 申請に当たっては、減免申請の理由の分かる書類を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

地域生活支援事業利用者負担
減免(承認・不承認)通知書

申請者 様

年 月 日付で、地域生活支援事業利用者負担減免申請のありました件について、次のとおり減免(承認・不承認)することに決定したので通知します。

減免(承認・不承認)理由